令和８年度集団指導資料

（計画相談支援・障害児相談支援）

目　　次

		ページ
1	指導と監査について	1
2	行政指導・行政処分について（勧告・命令・指定の取消し等）	5
3	関係法令等について	8
4	運営指導における指摘事項	10
5	指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定申請等に関して	25
6	計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の請求に関して	29
7	令和８年度臨時報酬改定の概要	31

府中市　福祉保健部

地域福祉推進課・障害者福祉課

1　指導と監査について

指導及び監査の目的（要綱第３条）

指導及び監査は、総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）、児童福祉法その他の法令並びに東京都及び市の条例及び規則で定める最低基準及び指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、サービス事業者等が提供するサービスの内容の質の確保、サービス事業者等に対する自立支援給付に係る費用、障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費等（以下「自立支援給付等」という。）の支給の適正化並びに業務管理体制の適正な整備及び運用を図り、もって市における障害者及び障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

「指導」について（要綱第４条、第５条）

指導は、サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービスの取扱い及び自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

①　集団指導

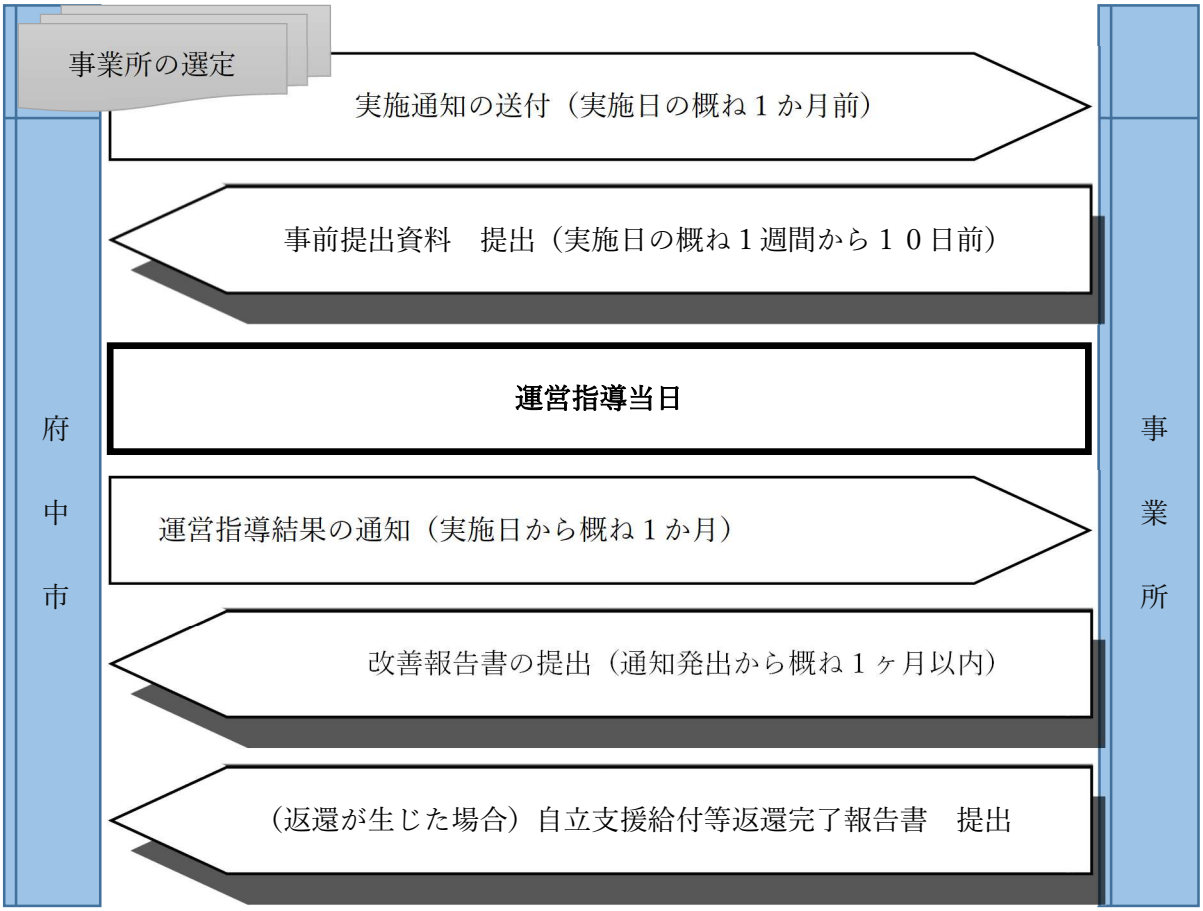
指導の対象となるサービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

②　運営指導

指導の対象となるサービス事業者等の事業所又は施設において実地で行う。

	計画相談支援		障害児相談支援	
	実施件数	文書指摘件数	実施件数	文書指摘件数
令和７年度実施状況	６件	１２件	５件	１２件
令和６年度実施状況	６件	０件	３件	０件
令和５年度実施状況	５件	４件	３件	３件
令和４年度実施状況	６件	６件	４件	４件

～運営指導の流れ～



【総合支援法第１０条】（報告等）
第１項　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
【児童福祉法第５７条の３の２】
第１項　市町村は、障害児通所給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

「監査」について（要綱第１３条）

監査は、サービス事業者等のサービス内容が不当である場合、自立支援給付等に係る費用の請求等の経理面に不正が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合等（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

【総合支援法第５１条の２７】（報告等）
第２項　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者（以下この項において「指定一般相談支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定一般相談支援事業者の当該指定に係る一般相談支援事業所、事務所その他当該指定地域相談支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
【総合支援法第５１条の３２】（報告等）
第１項　前条第二項の規定による届出を受けた主務大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた主務大臣等にあっては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定相談支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他の指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

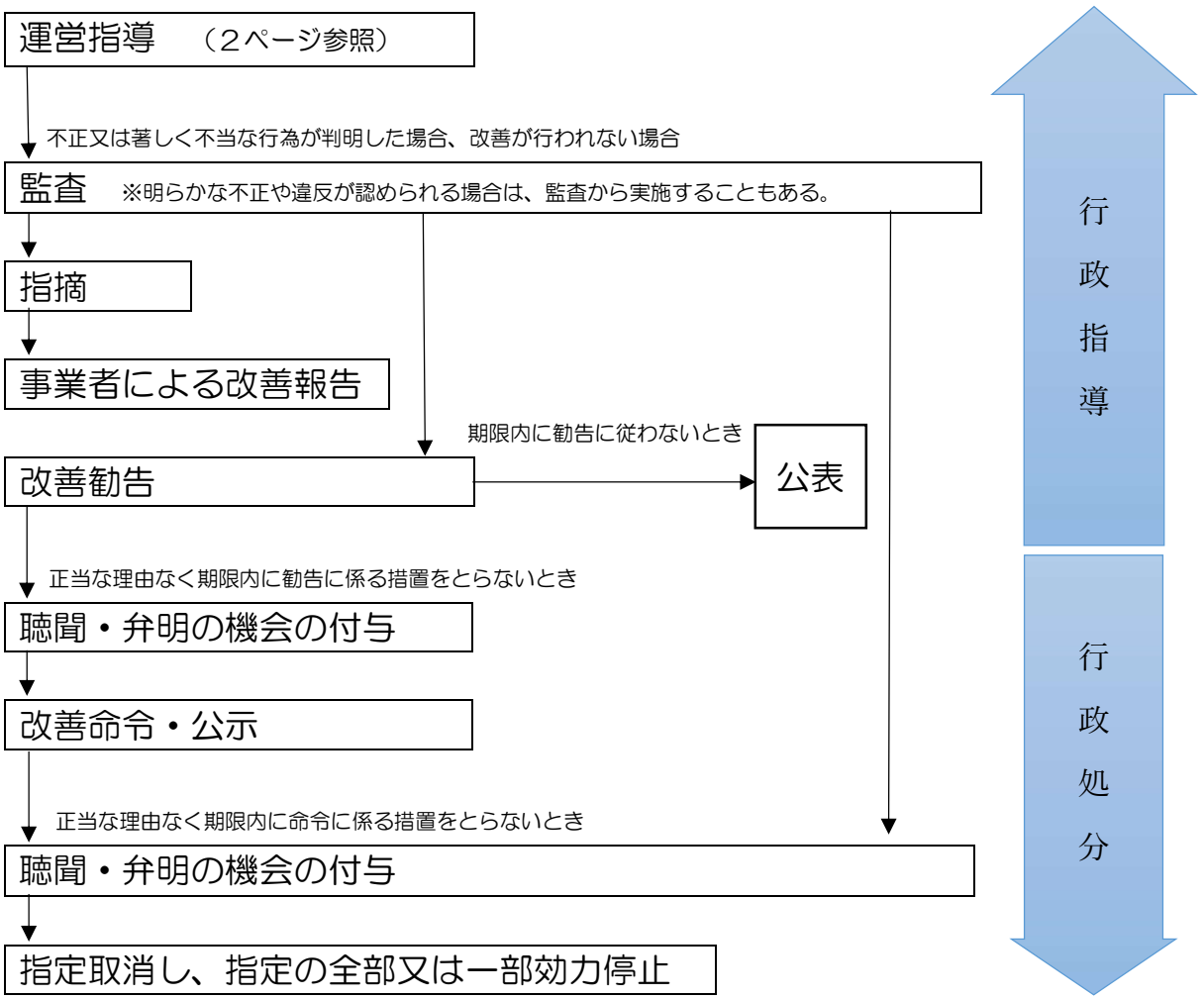
【児童福祉法第２４条の３４】

第１項　市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定障害児相談支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他指定障害児相談支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

【児童福祉法第２４条の３９】

第１項　前条第二項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定障害児相談支援事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他の指定障害児相談支援の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　行政指導・行政処分について（勧告・命令・指定の取消し等）



【総合支援法第５１条の２８】（勧告、命令等）

第２項　市町村長は、指定特定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

①　当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第五十一条の二十四第一項の主務省令で定める基準に適合していない場合当該基準を遵守すること。

②　第五十一条の二十四第二項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をしていない場合当該基準を遵守すること。

③　第五十一条の二十四第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合当該便宜の提供を適正に行うこと。

第３項　都道府県知事は、第一項の規定による勧告をした場合において、市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、前二項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第４項　都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定一般相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき、市町村長は、第二項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第５項　都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

※　障害児相談支援は、【児童福祉法第２４条の３５】第１項から第４項を参照。

【総合支援法第５１条の２９】（指定の取消し等）

第２項　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定特定相談支援事業者に係る第五十一条の十七第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

① 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第五号、第五号の二又は第十二号のいずれかに該当するに至ったとき。

② 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十二第三項の規定に違反したと認められるとき。

③ 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第五十一条の二十四第一項の主務省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。

④ 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十四第二項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

⑤ 計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。

⑥ 指定特定相談支援事業者が、第五十一条の二十七第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

⑦ 指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者が、第五十一条の二十七第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

⑧ 指定特定相談支援事業者が、不正の手段により第五十一条の十七第一項第一号の指定を受けたとき。

⑨ 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

⑩ 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

⑪ 指定特定相談支援事業者の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

※　障害児相談支援は、【児童福祉法第２４条の３６】を参照。

3　関係法令等について

計画相談支援

総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成１７年１１月7日法律第１２３号）
総合支援法施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 （平成１８年2月２８日厚生労働省令第１９号）
厚労令第２８号 （基準省令）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 （平成２４年3月１３日厚生労働省令第２８号） ※参考資料１参照
障発０３３０第２２号 （解釈通知）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成２４年3月３０日障発０３３０第２２号）
厚労告 第１２５号 （報酬告示）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 （平成２４年3月１４日厚生労働省告示第１２５号）
障発第１０３１００１号 (留意事項通知)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１８年１０月３１日障発第１０３１００１号）
市規則	府中市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成２４年9月２７日規則第２９号）

障害児相談支援

児童福祉法	児童福祉法（昭和２２年１２月１２日法律第１６４号）
児童福祉法施行規則	児童福祉法施行規則（昭和２３年3月３１日厚生省令第１１号）
厚労令第２９号 （基準省令）	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年3月１３日厚生労働省令第２９号） ※参考資料１参照
障発０３３０第２３号 （解釈通知）	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成２４年3月３０日障発０３３０第２３号）
厚労告 第１２６号 （報酬告示）	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成２４年3月１４日厚生労働省告示第１２６号）

障発０３３０第１６号 (留意事項通知)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成２４年3月３０日障発０３３０第１６号）
市規則	府中市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成２４年9月２７日規則第２９号）

計画相談支援・障害児相談支援　共通

相談支援に関するＱ＆Ａ	相談支援に関するＱ＆Ａ（令和７年３月１８日　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部　障害福祉課地域生活・発達障害者支援室事務連絡） ※参考資料６参照
令和６年度 Ｑ＆Ａ	「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ」 （厚生労働省 HP「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定について」）
虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年６月 24 日法律第 79 号）
障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き	令和６年７月厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室　こども家庭庁支援局障害児支援課「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 ※参考資料２参照
施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について	施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（令和８年４月３０日 ８福祉障施第２９９号　東京都福祉局障害者施策推進部長通知） ※参考資料５参照

４　運営指導における指摘事項

※令和４年度～令和７年度の４年間分

１　主な指摘事項（一覧）

No.	項　目		主な指摘事項等	根拠法令等
1	基本方針	一般原則	**【虐待の防止等のための措置を講じていない／不十分】** ○虐待防止委員会の設置・開催、虐待防止マニュアルの作成・周知、虐待防止のための研修や虐待防止チェックリスト（職員セルフチェックリスト・体制整備チェックリスト）の実施、虐待防止の啓発や相談・通報・届出先に関する掲示物の掲示などを行っていなかった。 ○虐待防止責任者が明文化されていなかった。 ○虐待防止マニュアルにおいて、障害者虐待が発生した場合に、直ちに市町村に通報する内容となっていなかった。 ○虐待防止マニュアルに虐待の５類型についての記載がなかった。	障害者虐待防止法第15条及び第16条第1項 厚労令28号第28条の2 厚労令29号第28条の2 障発0330第22通知 第二の2(26) 障発0330第23通知 第二の2(26) 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）」
2	運営に関する基準	虐待の防止	**【虐待の発生及び再発を防止するための措置を講じていない／不十分】** ○虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催し、その内容を従業者に周知していない。 ○従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していない。 ○虐待防止担当者を設置していない。	
3	人員に関する基準	従業者	**【相談支援専門員を適正に配置していることが確認できない／不十分】** ○利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所の業務と兼務する相談支援専門員が支援を実施していた。 ○兼務する事業所の勤務中に当該事業所の事務を行っている場合があった。	厚労令第28号第3条 障発0330第22号通知第二の1(1) 厚労令第29号第3条 障発0330第23号通知第二の1(1)
4	運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意	**【利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていない／不十分】** ○重要事項説明書に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、相談支援専門員の資格・経験年数、事故発生時の対応、苦情処理の体制、虐待防止のための措置など）の記載が不十分だった。	厚労令第28号第5条 厚労令第29号第5条 障発0330第22号通知第二の2(1) 障発0330第23号通知第二の2(1) 社会福祉法第77条
5			**【サービスの提供に係る契約が成立したときに書面の交付を行っていない／不十分】** ○契約者が事業者代表者となっていなかった。 ○契約者が支給決定保護者となっていなかった（障害児の場合）。 ○利用者に契約書が交付されていない場合があった。 ○契約年月日の記載がない場合があった。 ○契約書が適切に保管されていない場合があった。	
6		計画相談支援給付費等の額に係る通知等	**【計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の額に係る通知をしていない／不十分】** ○利用者等に対し、当該利用者等に係る計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の額を通知していなかった。 ○法定代理受領により給付費の支給を受けた場合に、給付費の受領日前に給付費の額の通知を行っていた。	厚労令第28号第14条 厚労令第29号第14条
7	運営に関する基準	指定計画相談支援等の具体的取扱方針	**【サービス等利用計画の作成に係るアセスメント及び作成後のモニタリングに当たり、利用者の居宅等を訪問していない／不十分】** ○アセスメント及びモニタリングの実施にあたり、居宅等（利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院）を訪問せずに面接を実施していた。 **【障害児支援利用計画の作成に係るアセスメント及び作成後のモニタリングに当たり、障害児の居宅を訪問していない／不十分】** ○アセスメント及びモニタリングの実施にあたり、障害児の居宅を訪問せずに面接を実施していた。	厚労令第28号第15条第2項第7号及び第3項第2号 障発0330第22号通知第二の2(11)⑨⑲ 厚労令第29号第15条第2項第6号、同条第3項第2号 障発0330第23号通知第二の2(11)⑨⑰

No.	項　目		主な指摘事項等	根拠法令等
8	運営に関する基準	指定計画相談支援等の具体的取扱方針	**【サービス等利用計画（案）・障害児支援利用計画（案）に必要項目が記載されていない／不十分】** ○利用者及びその家族の生活に対する意向／総合的な援助の方針／生活全般の解決すべき課題.／提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期／福祉サービス等の種類・内容・量／福祉サービス等を提供する上での留意事項／モニタリング期間に係る提案などがサービス等利用計画案・障害児支援利用計画に記載されていなかった。 ○福祉サービス等の利用料や担当者がサービス等利用計画・障害児支援利用計画に記載されていなかった。 ○生活全般の解決すべき課題に対応した支援の目標が明確でない場合があった。	厚労令第28号第15条第2項第8号 厚労令第29号第15条第2項第7号 障発0330第22号通知第二の2(11)⑩ 障発0330第23号通知第二の2(11)⑩ 総合支援法施行規則第6条の15 児童福祉法施行規則第1条の2の6②
9			**【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成に係るサービス担当者会議の開催等を実施していない／不十分】** ○サービス担当者会議の開催等を実施していない事例があった。 ○サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成に係るサービス担当者会議等の記録を確認することができない事例があった。 ○支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえて行われていない事例があった。 ○サービス担当者会議が支給決定前に行われていた。 ○サービス担当者会議に利用者等が出席のもと実施していない場合があった。	厚労令第28号第15条第2項第12号、第30条第2項 厚労令第29号第15条第2項第10号、第30条第2項 障発0330第22号通知第二の2(11)⑮ 障発0330第23号通知第二の2(11)⑬
10			**【サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を利用者等に交付していない／不十分】** ○サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を利用者等に交付していなかった。 **【サービス等利用計画・障害児支援利用計画を担当者に交付していない／不十分】** ○サービス等利用計画・障害児支援利用計画を担当者に交付していなかった。	厚労令第28号第15条第2項第11号及び第14号 厚労令第29号第15条第2項第9号、第12号 障発0330第22号通知第二の2(11)⑭⑰ 障発0330第23号通知第二の2(11)⑫⑮
11		運営規程	**【運営規程に事業の運営についての重要事項が定められていない／不十分】** ○必要な内容（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種・員数・職務の内容、営業日及び営業時間、サービスの提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等・障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額、通常の事業の実施地域、事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類、虐待の防止のための措置に関する事項、その他運営に関する重要事項）の記載が不十分だった。	厚労令第28号第19条 障発0330第22号通知第二の2(16) 厚労令第29号第19条 障発0330第23号通知第二の2(16)
12		勤務体制の確保等	**【勤務体制が明確ではない／不十分】** ○月ごとの勤務表が作成されていなかった。 ○従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が明確になっていなかった。	厚労令第28号第20条第1項 厚労令第29号第20条第1項 障発0330第22号通知第二の2(17)① 障発0330第23号通知第二の2(17)①
13			**【研修の機会を確保していない／不十分】** ○外部研修や内部研修を含めた研修への参加の機会を計画的に確保していなかった。 ○研修の記録が残されていなかった。	厚労令第28号第20条第3項 厚労令第29号第20条第3項 障発0330第22号通知第二の2(17)③ 障発0330第23号通知第二の2(17)③
14			**【職場におけるハラスメント防止のための措置を講じていない／不十分】** ○職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発していなかった。 ○相談窓口をあらかじめ定め、従業者に周知していなかった。	厚労令第28号第20条第4項 厚労令第29号第20条第4項 障発0330第22通知 第二の2(17)④ 障発0330第23通知 第二の2(17)④
15		業務継続計画の策定等	**【業務継続計画の策定等を行っていない／不十分】** **【従業員に対し、定期的に研修・訓練を実施していない／不十分】** ○業務継続計画（感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していなかった。 ○業務継続計画について従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施していなかった。	厚労令第28号第20条の2 厚労令第29号第20条の2 障発0330第22通知 第二の2(18) 障発0330第23通知 第二の2(18)

No.	項　目		主な指摘事項等	根拠法令等
16	運営に関する基準	衛生管理等	**【感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じていない／不十分】** ○感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討する委員会を定期的に開催していない。 ○感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していなかった。 ○従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を実施していなかった。	厚労令28号第22条第3項 厚労令29号第22条第3項 障発0330第22通知 第二の2(20) 障発0330第23通知 第二の2(20)
17		掲示等	**【利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない／不十分】** ○運営規程の概要、サービスの実施状況、相談支援専門員の有する資格・経験年数・勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を確認することができなかった。	厚労令第28号第23条 厚労令第29号第23条 障発0330第22号通知第二の2(21) 障発0330第23号通知第二の2(21)
18		秘密保持等	**【秘密の保持に必要な措置を講じていない／不十分】** ○従業者等でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決める等の必要な措置を講じていなかった。	厚労令第28号第24条第2項 厚労令第29号第24条第2項 障発0330第22号通知第二の2(22)② 障発0330第23号通知第二の2(22)②
19			**【利用者又はその家族の個人情報を用いる場合に、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていない／不十分】** ○家族の個人情報を用いる場合に、家族代表者からの同意を得ていなかった。／同意書が確認できない場合があった。 ○利用者又はその家族の個人情報を用いることについて同意を得た年月日の記載がない場合があった。	厚労令第28号第24条第3項 厚労令第29号第24条第3項 障発0330第22号通知第二の2(22)③ 障発0330第23号通知第二の2(22)③
20		事故発生時の対応	**【事故発生時の措置を講じていない／不十分】** ○報告対象事故等の発生時に、東京都や区市町村への連絡を行うよう規定されていなかった。 ○事故が発生した場合の対応方法について、マニュアルや事故報告書等の様式をあらかじめ定めていなかった。	厚労令第28号第28条 厚労令第29号第28条 障発0330第22号通知第二の2(25) 障発0330第23号通知第二の2(25)
21		会計の区分	**【事業の会計が区分されていなかった／不十分】** ○指定計画相談支援の事業の会計とその他の事業の会計が区分されていなかった。	厚労令第28号第29条 厚労令第29号第29条
22		記録の整備	**【記録の整備及び保存が行われていなかった／不十分】** ○個々の利用者の相談支援台帳（サービス等利用計画（案）・障害児支援利用計画（案）、アセスメント・サービス担当者会議等・モニタリングの結果の記録）が整備されていない又は5年間保存されていなかった。 ○保存が必要な書類について、整理されておらず、管理が不十分であった。	厚労令第28号第30条 厚労令第29号第30条 障発0330第22号通知第二の2(28) 障発0330第23号通知第二の2(28)
23	変更の届出に関すること	変更の届出	**【届け出た事項に変更があった場合、10日以内にその旨を届け出ること】** ○届け出ている事項（事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者、登記事項証明書等、事業所の平面図、管理者及び相談支援専門員、運営規程の変更について、府中市に届け出ていることが確認できなかった。 ○届出書の写しが保管されていなかった。	総合支援法第51条の25第3項 児童福祉法第24条の32第1項 総合支援法施行規則第34条の60第1項 児童福祉法施行規則第25条の26の7第1項
24		業務管理体制の整備	**【業務管理体制の整備について届け出た事項に変更があった場合、遅滞なくその旨を届け出ること】** ○届け出ている事項（事業者の名称、主たる事業所の所在地並びに代表者、法令遵守責任者）の変更について、府中市に届け出ていることが確認できなかった。 ○届出書の写しが保管されていなかった。	総合支援法第51条の31第3項 児童福祉法第24条の38第3項 総合支援法施行規則第34条の62第2項 児童福祉法施行規則第25条の26の9第2項

No.	項　目		主な指摘事項等	根拠法令等
25	報酬に関すること	給付費の算定及び取扱い	**【計画相談支援費・障害児相談支援費等を適正に算定していない／不十分】** 〇サービス利用支援費の算定にあたり、アセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等、サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意、サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付、サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取を行っていなかった。 〇継続サービス利用支援費の算定にあたり、利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等、サービス等利用計画の変更に伴う手続きを行っていなかった。 〇障害児支援利用援助費の算定にあたり、アセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等、障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者の文書による同意、障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付、サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取を行っていなかった。 〇継続障害児支援利用援助費の算定にあたり、障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等、障害児支援利用計画の変更に伴う手続きを行っていなかった。	厚労告第125号別表の１ 厚労告第126号別表の１ 障発第1031001号第四の1(1) 障発0330第16号第四の1(1)
26			**【サービス担当者会議実施加算】** 〇モニタリングに係る利用者又は障害児の保護者への面接等が、利用者の居宅等への訪問により行われておらず、通所先の施設等で実施されていた。 〇サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録が不十分だった。	厚労告第125号別表の１０ 厚労告第126号別表の１０ 障発第1031001号第四の１２ 障発0330第16号第四の１２ 厚労令第28号第15条第3項第2号 障発0330第22号通知第二の2(11)⑲ 厚労令第29号第15条第3項第2号 障発0330第23号通知第二の2(11)⑰

２　主な指摘事項（詳細）

⑴ 虐待の防止等のための措置を講じていない／不十分【一覧表№１、２】

ア　指摘事例

・①虐待防止担当者の設置、②虐待防止委員会の設置・開催、③虐待防止マニュアルの作成・周知、④虐待防止のための研修の実施、⑤虐待防止チェックリスト（職員セルフチェックリスト・体制整備チェックリスト）の実施、⑥虐待防止の啓発や相談・通報・届出先に関する掲示物の掲示などを行っていなかった。
・虐待防止マニュアルにおいて、障害者虐待が発生した場合に、直ちに市町村に通報する内容となっていなかった。

イ　チェックポイント

① 虐待防止担当者を設置し、運営規程等に明記しているか。
② 虐待防止委員会を設置し、定期的（年１回以上）に開催し、その内容を従業者に周知徹底しているか。
　・虐待防止委員会の記録を作成し、５年間保存しているか。
③ 虐待防止のためのマニュアル等を作成し、従業者に周知徹底しているか。
　・マニュアル等において、虐待の５類型及び発見時の通報義務が漏れなく記載されているか。
④ 全ての従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年１回以上）に実施するとともに、新規採用時に研修を実施し、研修の内容を記録しているか。
⑤ 全ての従業者が職員セルフチェックリストを実施し、その内容を踏まえて管理者が体制整備チェックリストを実施しているか。
⑥ 虐待防止の啓発や相談・通報・届出先に関する掲示物を掲示しているか。

※令和６年度から、㋐虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置、㋑虐待防止委員会等の設置・定期的な開催、㋒虐待防止のための研修の実施のいずれかが行われていない場合は、**虐待防止措置未実施減算**が適用されます。

※参考資料５　東京都通知「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」参照。

⑵ 相談支援専門員を適正に配置していることが確認できない／不十分

【一覧表№.３】

ア　指摘事例

・利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所の業務と兼務する相談支援専門員が支援を実施していた。
・兼務する事業所の勤務中に当該事業所の事務を行っている場合があった。

イ　チェックポイント

① 相談支援専門員を事業所ごとに１人以上配置しているか。
② 相談支援専門員は、原則、サービス提供時間帯を通じて他の職務に従事していないか。
③ 相談支援専門員が他の業務と兼務する際は、計画相談支援、障害児相談支援の業務に支障がない場合に限っているか。
④ 相談支援専門員が他のサービス事業所と兼務する場合、兼務先の事業所の利用者を担当することはできない。（例外を除く。）

⑶ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていない／不十分

【一覧表№.４】

ア　指摘事例

・重要事項説明書に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制など）の記載が不十分だった。

イ　チェックポイント

① 内容が更新されておらず、現状と乖離していないか。
② 苦情受付窓口について、事業所、区市町村、東京都社会福祉協議会（運営適正化委員会）の３つを案内しているか。
③ 運営規程、契約書との整合性は取れているか。

⑷ サービスの提供に係る契約が成立したときに書面の交付を行っていない／不十分【一覧表№.５】

ア　指摘事例
・契約者が事業者代表者となっていなかった。 ・契約者が支給決定保護者となっていなかった。（障害児の場合） ・利用者に契約書が交付されていない場合があった。 ・契約年月日の記載がない場合があった。 ・契約書が適切に保管されていない場合があった。
イ　チェックポイント
① 契約主体は事業者（法人）代表者と利用者（児童の場合は支給決定保護者）となっているか。 ② 契約年月日及び契約期間の記入漏れがないか。 ③ 契約成立後、利用者等に対し、速やかに契約書の交付を行っているか。 ④ 契約書を適切に保管しているか。

⑸ サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成に係るアセスメント及び作成後のモニタリングに当たり、利用者の居宅等を訪問していない／不十分【一覧表№.７】

ア　指摘事例
・アセスメント及びモニタリングの実施にあたり、居宅等を訪問せずに面接を実施していた。
イ　チェックポイント
① 利用者の居宅等（利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院）を訪問して利用者に面接して実施しているか。 ② 児童の場合は、居宅を訪問して障害児及びその家族に面接して実施しているか。 ③ 日中通所先等、一時的な滞在場所での面接のみとなっていないか。

⑹ サービス等利用計画（案）・障害児支援利用計画（案）に必要項目が記載されていない／不十分【一覧表№.８】

ア　指摘事例
・サービス等利用計画（案）・障害児支援利用計画（案）に、利用者及びその家族の生活に対する意向／総合的な援助の方針／生活全般の解決すべき課題／提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期／福祉サービス等の種類・内容・量／福祉サービス等を提供する上での留意事項／モニタリング期間に係る提案などが記載されていなかった。 ・サービス等利用計画・障害児支援利用計画に、上記に加えて、福祉サービス等の利用料や担当者が記載されていなかった。
イ　チェックポイント
① 必要な記載事項を記載する欄が設けられ、適切に記載がされているか。

⑺ サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成に係るサービス担当者会議の開催等を実施していない／不十分　【一覧表№.９】

ア　指摘事例
・サービス担当者会議の開催等を実施していない事例があった。 ・サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成に係るサービス担当者会議等の記録を確認することができない事例があった。 ・サービス担当者会議が、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえて行われていない事例があった。 ・サービス担当者会議が支給決定前に開催されていた。 ・サービス担当者会議を利用者等の出席のもとで開催していない場合があった。（計画相談支援）
イ　チェックポイント
① サービス担当者会議を開催し、福祉サービス等の担当者から意見を求めているか。 ② サービス担当者会議には原則として利用者等が参加しているか。（計画相談支援） ③ サービス担当者会議の内容（日時、場所、出席者、内容等）を記録し、５年間保存をしているか。

⑻ サービス等利用計画（案）・障害児支援利用計画（案）を利用者等に交付していない／不十分　【一覧表№.１０】

ア　指摘事例
・サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を利用者等に交付していなかった。 ・サービス等利用計画・障害児支援利用計画をサービスの担当者に交付していなかった。
イ　チェックポイント
① サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案について、利用者等に説明し、文書により同意を得た上で交付しているか。 ② サービス等利用計画・障害児支援利用計画について、利用者等に説明し、文書により同意を得た上で交付しているか。 ③ サービス等利用計画・障害児支援利用計画をサービスの担当者にも遅滞なく交付しているか。

⑼ 運営規程に事業の運営についての重要事項が定められていない／不十分　【一覧表№.１１】

ア　指摘事例
・必要な内容（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種・員数・職務の内容、営業日及び営業時間、サービスの提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等・障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額、通常の事業の実施地域、事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類、虐待の防止のための措置に関する事項、その他運営に関する重要事項）の記載が不十分だった。
イ　チェックポイント
① 運営規程に定める必要のある項目が漏れなく記載されているか。 ② 定めている内容が実態と乖離していないか。 ③ 重要事項説明書、契約書との整合性は取れているか。 ④ 内容に変更が生じた場合、運営規程を改訂し、変更届を提出しているか。

⑽ 勤務体制が明確ではない／不十分【一覧表№.１２】

ア　指摘事例
・月ごとの勤務表が作成されていなかった。 ・従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が明確になっていなかった。
イ　チェックポイント
① 勤務表を月ごとに作成しているか。 ② 勤務表に、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等の必要な項目が記載されているか。

⑾ 職場におけるハラスメント防止のための措置を講じていない／不十分【一覧表№.１４】

ア　指摘事例
・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発していなかった。 ・相談窓口をあらかじめ定め、従業者に周知していなかった。
イ　チェックポイント
① 職場におけるハラスメントの内容、及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化しているか。 ② これらの方針について従業者に周知、啓発しているか。 ③ ハラスメントに対する相談窓口をあらかじめ定め、従業者に周知しているか。 ④ セクシュアルハラスメントだけではなく、パワーハラスメントの防止のための措置も講じているか。

⑿　業務継続計画（BCP）の策定等を行っていない／不十分

【一覧表№.１５】

ア　指摘事例
・業務継続計画（感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していなかった。 ・業務継続計画について従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していなかった。
イ　チェックポイント
① 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定を行っているか。 ② 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画について、従業者に周知しているか。 ③ 業務継続計画において必要な研修及び訓練を年１回以上実施しているか。

⒀　感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じていない／不十分

【一覧表№.１６】

ア　指摘事例
・感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討する委員会を定期的に開催していなかった。 ・指針を整備していなかった。 ・従業者に対し、研修や訓練を定期的に実施していなかった。
イ　チェックポイント
① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上定期的に開催し、その結果について従業者に周知しているか。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練をそれぞれ年１回以上実施しているか。

⑭　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない／不十分【一覧表№.１７】

ア　指摘事例
・運営規程の概要、サービスの実施状況、相談支援専門員の有する資格・経験年数・勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を確認することができなかった。
イ　チェックポイント
① 必要な事項を記載した、重要事項説明書を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ② 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数が明記されているか。 ③ これらの重要事項をホームページ等で公表しているか。

⑮　秘密の保持に必要な措置を講じていない／不十分【一覧表№.１８】

ア　指摘事例
・従業者等でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決める等の必要な措置を講じていなかった。
イ　チェックポイント
① 従業者が退職した後についても、秘密を保持することを従業者の雇用時に取り決めているか。

⑯　利用者又は家族に関する情報を提供する際、あらかじめ文書による同意を得ていない／不十分【一覧表№１９】

ア　指摘事例
・家族の個人情報を用いる場合に、家族代表者からの同意を得ていなかった。 ・利用者等の個人情報を用いることについて同意を得た年月日の記載がない場合があった。
イ　チェックポイント
① 利用者又は家族に関する情報を提供する際、あらかじめ、文書による同意を得ているか。 ② 家族の個人情報を用いる場合に、家族代表者からも同意を得ているか。

⑰　事故発生時の対応を行っていない／不十分【一覧表№２０】

ア　指摘事例
・事故が発生した場合の対応方法について、マニュアルや事故報告書等の様式をあらかじめ定めていなかった。 ・報告対象事故等の発生時に、都や区市町村への連絡を行うよう規定されていなかった。
イ　チェックポイント
① 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめマニュアルに定めているか。 ② 重大事故（報告対象事故等）の発生時には、都や区市町村への連絡を行うようマニュアルに規定されているか。 ③ 事故報告書、ヒヤリハットの記録などの様式を定め、活用しているか。 ④ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を５年間保存しているか。

⑱　記録の整備及び保存が行われていなかった／不十分【一覧表№.２２】

ア　指摘事例
・個々の利用者の相談支援台帳（サービス等利用計画（案）・障害児支援利用計画（案）、アセスメント・サービス担当者会議等・モニタリングの結果の記録）が５年間保存されていなかった。 ・保存が必要な書類について、整理されておらず、管理が不十分であった。
イ　チェックポイント
① 以下の記録を５年間保存しているか。 ・福祉サービス等の事業を行う者との連絡調整に関する記録 ・個々の利用者ごとに整備された相談支援台帳（サービス等利用計画（及び案）・障害児支援利用計画（及び案）、アセスメントの記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリングの結果の記録、計画相談支援・障害児相談支援対象障害者等に関する市町村への通知に係る記録） ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ② これらの記録を整備し、適切に管理しているか。

⑲　変更の届出を行っていない／不十分【一覧表№.２３】

ア　指摘事例
・届け出ている事項（事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者、登記事項証明書等、事業所の平面図、管理者及び相談支援専門員、運営規程の変更）について、府中市に届け出ていることが確認できなかった。 ・届出の写しが適切に保管されていなかった。
イ　チェックポイント
① 届け出た事項に変更があった場合、１０日以内にその旨を届け出ているか。 ② 届出書の提出時には、届け出の内容を確認できるよう、事業所において写しを保管しているか。

⑵0　計画相談支援費・障害児相談支援費等を適正に算定していない

【一覧表№.２５】

ア　指摘事例

・サービス利用支援費の算定にあたり、アセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等、サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意、サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付、サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取を行っていなかった。
・継続サービス利用支援費の算定にあたり、利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等、サービス等利用計画の変更に伴う手続きを行っていなかった。
・障害児支援利用援助費の算定にあたり、アセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等、障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者の文書による同意、障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付、サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取を行っていなかった。
・継続障害児支援利用援助費の算定にあたり、障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等、障害児支援利用計画の変更に伴う手続きを行っていなかった。

イ　チェックポイント

① アセスメントに当たって、利用者の居宅等（障害児相談支援の場合は障害児の居宅に限る）を訪問し、利用者等に面接しているか。
② サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の内容について、利用者等に説明し、文書により同意を得ているか。
③ サービス担当者会議（サービス等利用計画においては、原則として利用者等が同席）の開催等により、サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めているか。
④ サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の内容について、利用者等に説明し、文書により同意を得ているか。
⑤ 作成したサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。
⑥ モニタリングに当たって、利用者の居宅等（障害児相談支援の場合は障害児の居宅に限る）を訪問し、利用者等に面接しているか。

５　指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定申請等に関して

①変更届出書について

・変更日から１０日以内に別紙①を障害者福祉課給付係に提出する。
・変更届出書に添付する書類については、別紙②のとおり。

②業務管理体制の整備に関する事項の変更届出書について

・変更日から１０日以内に別紙③を障害者福祉課給付係に提出する。
・法人所在地や法人代表が変更となる場合は提出が必要。

※令和7年3月31日発出厚生労働省等事務連絡 「児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の公布について」により、国の標準様式が示されたことに伴って、令和8年度より本市の様式も改定しております。今後は新しい様式をご使用いただくようお願いいたします。

※なお、26ページ以降の各様式につきましては、府中市ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

〈ホームページ掲載場所〉
府中市ホームページトップページ－健康・福祉－障害のある方への支援－
障害のある方の医療・助成－指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定等について－指定（更新・変更）申請関係様式

別紙①

別紙様式第二号

指定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所/指定障害児入所施設
指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障害児相談支援事業所
変更届出書

年　　月　　日

知事（市区村長）　殿

申請者　所在地
　　名称
　　代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

☐ 指定障害福祉サービス事業所等の指定に係る事項の変更の届出先（以下「指定権者」という。）と指定障害福祉サービス事業所等の業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出先（以下「監督権者」という。）が同一の自治体であり、かつ、変更事項が「事業所（施設）の所在地」又は「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」の場合であって、同事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、監督権者への変更の届出又は届出書への記載については、指定権者への変更の届出があったことをもって省略させることができることとされているので、その場合には左のチェックボックス（☐）に✓を付してください。なお、当該変更届出を受理した指定権者は、当該変更届出の写しを監督権者へ回付してください。

	法人番号(13桁)	
	事業所番号	
指定を受けた内容を変更した事業所又は施設	名称	
	所在地	
サービスの種類		
変更年月日		年　月　日

変更があった事項（該当に〇）		変更の内容
	事業所（施設）の名称	（変更前）
	事業所（施設）の所在地	
	事業所（施設）の連絡先（電話番号）	
	申請者の名称	
	申請者の主たる事務所の所在地	
	申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
	法人等の種類	
	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	
	共生型サービスの該当有無	
	事業所（施設）の構造概要・平面図・設備の概要	
	障害児対象事業の該当有無	
	利用する障害児の推定数	
	利用者又は入所者の定員	（変更後）
	管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
	サービス管理（提供）責任者又は児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
	指定地域相談支援の提供に当たる者又は相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴	
	運営規程	
	協力医療機関・協力歯科医療機関の名称・診療科名・契約内容	
	提携就労支援機関の名称	
	提供する障害福祉サービス等の種類	
	第三者委託により提供する障害福祉サービス等の種類等	
	事業実施形態（事業所の種別等）	
	従業者の勤務の体制及び勤務形態	
	その他	

（備考）1　変更届の提出に際しては、必要書類を添付してください。
　　2　「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

別紙②

≪変更届出書に添付する書類一覧≫

様式名		備考①（添付資料等）	備考②（その他）
変更届出書			国標準様式（別紙様式第二号）
付表　指定に係る記載事項			付表15
他の事業所又は施設の従事者と兼務する相談支援専門員について			別紙
以下、変更箇所について該当するものを添付してください。			
1	申請者の登記事項証明書又は条例等	当該事業が記載されており、法人の行う事業として位置づけられていること。 登記：現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）	
2	事業所の平面図	面積がわかるもの	参考様式1
3	備品等一覧表		参考様式2
4	管理者の経歴		参考様式3
	相談支援専門員の経歴	相談支援従事者初任者（現任）研修を修了した旨の証明書 ※相談支援従事者一日研修を受講された方は、併せて障害者ケアマネジメント研修の修了証も添付してください。	参考様式3
5	相談支援専門員の実務経験証明書	実務経験を満たすか満たす見込みであることの証明書	参考様式4 参考様式5
6	運営規程		
7	利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要		参考様式6
8	主たる対象者を特定する理由等		参考様式7
9	誓約書	特定相談支援事業	参考様式8
		障害児相談支援事業	参考様式9
10	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表		参考様式10
11	就業規則		
12	契約書		
13	印鑑証明書		
14	業務管理体制の整備に関する事項の変更届出書		第 8 号様式
15	Eメールアドレス登録票		

第8号様式(第7条)

別紙③

業務管理体制の整備に関する事項の変更届出書

年　　月　　日

府 中 市 長

届出者　　所在地
名　称
代表者　　㊞

次に掲げる事項について変更がありましたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の31第3項
児童福祉法第24条の38第3項
の規定により届け出ます。

事業者番号	

変更があった事項		変更の内容	
		(変更前)	(変更後)
1	事業者の名称		
2	事業者の主たる事務所の所在地		
3	事業者の代表者の氏名、住所又は職名		
4	法令順守責任者の氏名及び生年月日		
5	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要		
6	業務執行の状況の監査の方法の概要		
変更年月日			

６ 計画相談支援給付費･障害児相談支援給付費の請求に関して

①計画相談支援給付費請求書及び障害児相談支援給付費請求書

・毎月１０日頃までに障害者福祉課給付係に提出する。

・押印は不要。前述の変更届出書等指定申請に係る書類と同時に提出する際は、混在しないように区分して提出する。

② 計画相談支援・障害児相談支援加算一覧

・行動障害支援体制加算をはじめとする各体制加算以外の加算を算定する際は、上記請求書に加え別紙④を提出する。

③請求時に返戻・警告が発生しやすい事例

・事業所番号に変更が生じた場合

市で登録している事業所番号と請求時の事業所番号に差異がある場合は、返戻扱いとなるため、変更が生じた場合は速やかに市の担当者に連絡すること。

・提供月と請求月が不一致の場合

サービス利用支援費の請求月は、市の担当者から支給決定連絡があった後、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た月である。なお、サービスの更新の場合には、障害福祉サービス支給決定終了月が当該請求月である。

継続サービス利用支援費の請求については、継続サービス利用支援実施月が当該請求月である。

なお、サービス利用支援及び継続サービス利用支援を実施した後に、市の担当者へサービス等利用計画、モニタリング報告書（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）の複写が未提出の場合は、返戻扱いとする。

別紙④

計画相談支援・障害児相談支援加算一覧

令和　　年　　月提供分

事業所番号	
事業者名	
担当者名	
TEL	
FAX	

該当する加算の日付を入力してください。

提出年月日 令和　　年　　月　　日

No	受給者番号	フリガナ 受給者氏名	初回加算	入院時情報連携加算	退院・退所加算	居宅介護支援事業所等連携加算	医療・保育・教育機関等連携加算	集中支援加算	サービス担当者会議実施加算	サービス提供時モニタリング加算	地域生活支援拠点等相談強化加算	地域体制強化共同支援加算
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

提出先
府中市福祉保健部障害者福祉課給付係
電話：042－335－4087
Fax：042－368－6126

7　令和８年度臨時報酬改定の概要（令和８年６月～）

○処遇改善加算の新設について（令和８年６月～）

福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月 1.0 万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月 0.3 万円（1.0%）の上乗せ措置を実施するものとして、令和８年度臨時報酬改定に「処遇改善加算の拡充」が盛り込まれました。

処遇改善加算が拡充されたことにより、これまで対象外だった計画相談支援、障害児相談支援について、新たに処遇改善加算が設けられました。

なお、処遇改善加算の算定にあたっては、規定されている賃金改善の実施に加え、下記の（１）または（２）の要件を満たす必要があります。

（１）令和８年度特例要件

生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること

（ア）規定されている生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組のうち５以上の取組を実施すること

※令和８年度は、計画書において令和９年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点から職場環境等要件を満たしているものとして取り扱うこととする

（イ）障害福祉サービス等事業所が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること

（２）処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件

処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件として、（ⅰ）～（ⅲ）に規定されているすべての要件を満たしていること

（ⅰ）キャリアパス要件Ⅰ：任用要件・賃金体系の整備等

（ⅱ）キャリアパス要件Ⅱ：研修の実施等

（ⅲ）職場環境等要件

※（ⅲ）は、令和８年度は、計画書において令和９年３月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点から職場環境等要件を満たしているものとして取り扱うこととする

なお、処遇改善加算についての申請先及び問い合わせ先は東京都になりますので、ご承知おきください。